

佐賀県告示第 30 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 48 条の 2 第 2 項の規定により、次のとおり自動車専用道路を指定する。

その部分を表示した図面は、平成 27 年 1 月 30 日から平成 27 年 3 月 2 日まで佐賀県交通政策部道路課及び伊万里土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成 27 年 1 月 30 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

道路の種類 及び路線名	指定する道路の部分	指定する期日
県道 塩屋大曲線	伊万里市南波多町古里字後口谷 4287 番 1 地先から 伊万里市南波多町谷口字立山 283 番 1 地 先まで 伊万里市南波多町谷口字立山 292 番 1 地 先から 伊万里市南波多町古里字後口谷 4288 番 1 地先まで	平成 27 . 2 . 1